

補正予算・流域下水道・職員給与議案反対討論

日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団を代表して、第1号議案、第2号議案、追第2号議案に反対の立場から討論します。第1号一般会計補正予算第5号は、県営住宅管理運営事業はじめ6事業の債務負担行為の補正です。とくに問題点を指摘したいのは、みかも山公園内に建設予定の新青少年教育施設整備運営事業への59億円の債務負担行為です。

同施設の整備には、2016年から2020年度にかけてPFI導入調査費、PFI事業者選定のためのアドバイザー業務費など、総額6,841万円の予算とともにPFIありきで推進されてきました。知事は、11月13日、PFI法の特定事業に選定し、12月に入札公告を行い、来年9月には落札者が決定する見通しです。

要求水準書の基本方針として、青少年教育、学校教育、生涯学習、家庭教育を支援する施設とすることなどが掲げられ、学校教育の一環として利用することが明記されています。教育的見地からの専門的な知識やノウハウを有しているのは教育委員会であり、本来県直営で行うべき性格の施設です。

PFI事業とされた最大の動機は、県自ら実施するより、事業費の「財政負担が6.1%程度軽減されると見込まれる」ことにあると考えられますが、その算出根拠は、「事業者による創意工夫の発揮により一定割合のコスト軽減が実現する」ことへの期待だけです。コスト軽減の創意工夫が、結果として利用者へのサービスの質の低下や、従事する職員の労働環境の悪化が懸念されます。

またBTO方式は、落札者の構成員により設立される特別目的会社が設計、建設を行い、県に所有権を移転した後、15年間、運営・維持管理を行う民間丸投げ方式です。施設の所有権を県に置きながら、専用利用権を担保に借り入れができるため、金融機関による事業への関与も可能です。議会の関与や情報公開も制約されます。私は同じBTO方式によるエコグリーンとちぎのPFI事業者選定委員会議事録の情報公開を求めましたが、事業者の権利擁護のため、ほとんどが黒塗りでした。以上のことから、同事業などを含む第1号議案は可とできません。

続いて第2号「栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定について」ですが、特別会計で管理されている同事業を地方公営企業法の規定の一部適用とするための条例制定です。

ライフラインとして公共性が強い事業に、企業会計処理がふさわしいとは思えません。独立会計へ流れが強まり、全部適用につながるものが懸念されます。一般会計からの繰り入れを規制し、不足資金を下水道料金の引き上げで確保することになりかねません。

さらに、安倍政権は、下水道のコンセッション事業を重点分野に位置づけており、運営権を民間企業に設置・売却する方式による民営化に道を開く可能性も否定できません。よって反対するものです。

追第2号「職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、一般職員の給与・期末手当の引き上げ幅が少ない上、高額な給与体系となっている知事等特別職の期末手当が0.05月引き上げられるのは可とできません。また議員の期末手当は、知事に準じて算定されるため同様に引き上げられますが、このような議員報酬等の条例も見直しが必要であることを訴え、以上で3議案への反対討論といたします。